

高松市・牟礼町合併協議会会議録
第 1 回 会 議

平成 1 7 年 8 月 9 日 (火)

高松市・牟礼町合併協議会

高松市・牟礼町合併協議会会議録

第1回会議

1 日時

平成17年8月9日(火)午後1時30分開会・午後3時15分閉会

2 場所

牟礼町役場別館 2階 第1会議室

3 出席委員 20人

会長	増田昌三	委員	三野八儿子
副会長	高木英一	委員	斎藤隆
委員	井竿辰夫	委員	永田安男
委員	三野重忠	委員	井上孝志
委員	三笠輝彦	委員	有岡信次
委員	住谷幸伸	委員	加藤博美
委員	山田徹郎	委員	小西百々代
委員	谷本繁男	委員	浜川憲博
委員	山崎数則	委員	村上貞夫
委員	藤井勇	委員	河野千代

4 欠席委員 2人

委員	森谷芳子	委員	香川深雪
----	------	----	------

5 出席幹事 8人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	岸本泰三
副幹事長	三野重忠(委員兼務)	幹事	関正則
幹事	中村榮治	幹事	中村憲昭
幹事	熊野實	幹事	佐々木永治

6 幹事会部会委員 20人

総務部会長	熊野 實 (幹事兼務)	市民部会委員	那須 等
総務部会委員 企画財政部会委員 市民部会委員 土木部会委員 消防部会委員	中村 憲昭 (幹事兼務)	市民部会委員 健康福祉部会委員	秋山 徹
総務部会委員	原田 典子	市民部会委員 環境部会委員	中村 健児
総務部会委員 企画財政部会委員 産業部会委員 都市開発部会委員 土木部会委員	生山 登	健康福祉部会委員	富田 繁
企画財政部会長	岸本 泰三 (幹事兼務)	健康福祉部会委員	藤田 容三
企画財政部会委員	関 正則 (幹事兼務)	環境部会委員	大熊 正範
企画財政部会委員	佐々木 永治 (幹事兼務)	土木部会委員	田中 忠博
企画財政部会委員	井上 哲	教育部会委員	熊野 正樹
企画財政部会委員	篠原 也寸志	教育部会委員 文化部会委員	中村 洋三
		文化部会委員	穴吹 学
		農業委員会部会委員	太田 秀人

7 事務局

事務局長	林 昇	調整班 兼計画班	森田 大介
事務局次長	加藤 昭彦	調整班 兼計画班	林田 競一
総務班長	安西 正門	計画班長 兼調整班	清谷 文孝
調整班長 兼総務班兼計画班	加藤 将門	調整班 兼計画班	平尾 和律

会 議 次 第

1 開会

2 会長及び副会長あいさつ

3 委員紹介

4 議事

(1) 報告事項

- 報告第 1号 高松市・牟礼町合併協議会規約について
- 報告第 2号 高松市・牟礼町合併協議会規約に関する協議書について
- 報告第 3号 高松市・牟礼町合併協議会幹事会規程について
- 報告第 4号 高松市・牟礼町合併協議会幹事会部会規程について
- 報告第 5号 高松市・牟礼町合併協議会事務局規程について

(2) 議案事項

- 議案第 1号 高松市・牟礼町合併協議会会議規程について
- 議案第 2号 高松市・牟礼町合併協議会会議傍聴規程について
- 議案第 3号 高松市・牟礼町合併協議会会議録等閲覧規程について
- 議案第 4号 平成17年度高松市・牟礼町合併協議会事業計画について
- 議案第 5号 平成17年度高松市・牟礼町合併協議会予算について
- 議案第 6号 合併協定項目について
- 議案第 7号 合併協定項目の協議方針について
- 議案第 8号 行政制度等の調整方針について
- 議案第 9号 合併基本計画の作成方針について

(3) 協議事項

- 協議第 1号 合併の方式（協定項目第1号）について
- 協議第 2号 合併の期日（協定項目第2号）について
- 協議第 3号 市の名称（協定項目第3号）について
- 協議第 4号 市の事務所の位置（協定項目第4号）について
- 協議第 5号 財産の取扱い（協定項目第5号）について
- 協議第 6号 地域審議会の取扱い（協定項目第6号）について
- 協議第 7号 議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）
について

- 協議第 8号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
(協定項目第8号)について
- 協議第 9号 地方税の取扱い(協定項目第9号)について
- 協議第10号 一般職の職員の身分の取扱い(協定項目第10号)について
- 協議第11号 町名・字名の取扱い(協定項目第11号)について
- 協議第12号 慣行の取扱い(協定項目第12号)について
- 協議第13号 事務組織及び機構の取扱い(協定項目第13号)について
- 協議第14号 条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)について
- 協議第15号 特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号)について
- 協議第16号 一部事務組合等の取扱い(協定項目第16号)について
- 協議第17号 附属機関等の取扱い(協定項目第17号)について
- 協議第18号 公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)について
- 協議第19号 消防団の取扱い(協定項目第19号)について
- 協議第20号 使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について
- 協議第21号 各種団体への補助金・交付金等の取扱い
(協定項目第21号)について
- 協議第22号 国民健康保険事業の取扱い(協定項目第22号)について
- 協議第23号 介護保険事業の取扱い(協定項目第23号)について
- 協議第24号 都市提携(協定項目第24-1号)について
- 協議第25号 電算システム事業(協定項目第24-2号)について
- 協議第26号 広聴広報事業(協定項目第24-3号)について
- 協議第27号 人権啓発事業(協定項目第24-4号)について
- 協議第28号 コミュニティ施策(協定項目第24-5号)について
- 協議第29号 障害者福祉事業(協定項目第24-6号)について
- 協議第30号 高齢者福祉事業(協定項目第24-7号)について
- 協議第31号 生活保護事業(協定項目第24-8号)について
- 協議第32号 児童福祉事業(協定項目第24-9号)について
- 協議第33号 その他の福祉事業(協定項目第24-10号)について
- 協議第34号 保健衛生事業(協定項目第24-11号)について
- 協議第35号 環境対策事業(協定項目第24-12号)について
- 協議第36号 商工・観光関係事業(協定項目第24-13号)について
- 協議第37号 農林水産関係事業(協定項目第24-14号)について
- 協議第38号 建設関係事業(協定項目第24-15号)について
- 協議第39号 交通関係事業(協定項目第24-16号)について
- 協議第40号 上水道事業(協定項目第24-17号)について

- 協議第 4 1 号 下水道事業（協定項目第 2 4 - 1 8 号）について
- 協議第 4 2 号 消防防災関係事業（協定項目第 2 4 - 1 9 号）について
- 協議第 4 3 号 学校教育事業（協定項目第 2 4 - 2 0 号）について
- 協議第 4 4 号 社会教育事業（協定項目第 2 4 - 2 1 号）について
- 協議第 4 5 号 文化振興事業（協定項目第 2 4 - 2 2 号）について
- 協議第 4 6 号 その他の事業（外部監査制度）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）
について
- 協議第 4 7 号 その他の事業（市・町民褒章制度）
（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について
- 協議第 4 8 号 その他の事業（情報公開制度）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）
について
- 協議第 4 9 号 その他の事業（夢励人プロジェクト）
（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について
- 協議第 5 0 号 その他の事業（水問題対策）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）
について
- 協議第 5 1 号 その他の事業（契約制度）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）
について
- 協議第 5 2 号 その他の事業（女性政策）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）
について
- 協議第 5 3 号 その他の事業（葬斎関係事業）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）
について
- 協議第 5 4 号 その他の事業（幼保一元化事業）
（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について
- 協議第 5 5 号 合併基本計画（協定項目第 2 5 号）について

5 その他

- (1) 高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について

6 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第 1 開会

事務局長 それでは、ただいまから高松市・牟礼町合併協議会第1回会議を開催させていただきます。

この合併協議会の会議の議長につきましては、協議会規約に基づき、会長に就任しております増田高松市長が当たることとなりますが、本日は、去る7月1日付けで設置されました合併新法に基づく本合併協議会の初めての会議でございますし、また、会議の開会宣言の取扱いを定める会議規程も、後ほど御協議をいただくこととなっておりますことから、まことに僭越ではございますが、本日、議事に入りますまでの間、本合併協議会の事務局長に任じられております私、林の方で進行させていただきますので、よろしく御理解の上、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この機会に、私の方から、これまでの高松市と牟礼町との合併協議の経過等について、簡単に説明をさせていただきます。

高松市と牟礼町との合併協議につきましては、平成15年11月に実施された牟礼町での高松市との合併の賛否を問う住民投票結果を踏まえ、両市町の12月定例会に合併協議会設置議案が提出され、それぞれの議会の議決を経て、翌、平成16年2月1日に合併特例法に基づく合併協議会が発足いたしました。

そして、3月3日に第1回会議が開催され、以来、順次、合併協定項目などの協議を進め、延べ11回の合併協議会を開催し、すべての合併協定項目についての協議が調い、本年3月4日には、高松市と牟礼町など5町が合同で合併協定調印式をとり行ったところでございます。

その後、両市町の3月議会で合併関係議案が審議されたわけですが、高松市議会では可決されましたが、牟礼町議会では二度にわたり否決され、協議は一たん終了しております。

しかしながら、その後、牟礼町議会において、4月に行われました町長選挙で高松市との合併を選択した民意を尊重し、高松市との合併を推進する決議が全会一致で可決されたことを踏まえ、両市町で改めて協議いたしました結果、合併特例法に基づく合併協議会を廃止した上で、7月1日に合併新法に基づく合併協議会を新たに設置したところでございます。

以上が、これまでの合併協議会の経過等でございます。

それでは、お待たせをいたしました。会議に入らせていただきます。

会議次第2 会長及び副会長あいさつ

事務局長 会議次第の2 会長及び副会長あいさつでございますが、まず、高松市・牟礼町合併協議会の会長であります増田高松市長よりごあいさつを申し上げます。

増田会長 本合併協議会の会長を務めさせていただいております高松市長の増田でございます。

高松市・牟礼町合併協議会第1回会議の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

委員皆様方には、大変お忙しい中、本日の会議に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、高松市と牟礼町とのさきの合併協議会における協議の経過につきましては、先ほど事務局から説明があったとおりでございますが、このたび、高松市との合併を求める牟礼町住民の強い熱意により、合併協議が再開され、本日、第1回会議が開催される運びとなりましたことは、極めて意義深いものがあると存じます。高木町長さんを初め、関係皆様方の御尽力に対し、改めて深く感謝と敬意を表する次第でございます。

私といたしましては、この協議会において、来年1月10日の合併に向けて、円満かつ円滑な合併協議が行われることを期待いたしておるところでございますが、委員皆様方におかれましても、どうか、この点、特にお願いを申し上げ、まことに簡単でございますけれども、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

続きまして、副会長であります高木牟礼町長よりごあいさつを申し上げます。

高木副会長 皆さん、こんにちは。副会長の高木でございます。どうぞよろしくお願い致します。

きょうは、増田市長さん、三笠議長さん初め委員の皆様方、また、関係者の皆様方、暑い中、お忙しい中、わざわざ牟礼町まで御足労いただきまして、本当にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

きょうのこの合併協議会は、今も増田市長さんの方からお話がありましたけれども、この4月24日の牟礼町長選挙の結果と、それと、香川町、香南町、国分寺町、庵治町の合併に足並みをそろえるという6月7日の牟礼町議会の全員一致の決議に基づいて、開かれております。

町長選挙で、私は、なぜ1月10日合併か、信頼関係の問題、道州制の問題、いろいろ

説明させていただきました。そして、少子・高齢化や、それらが抱える課題、そして経済のグローバル化、あるいはまた、若者が帰ってこられる、きたくなる雇用のある場、そしてまた、元気で活力ある圏域づくりなどを町長選挙で訴え、また、主張させていただきました。その町長選挙の結果は、皆様方御存じのように、6,190票対3,814票でございました。この2,376票差は、住民の意思として大変重みがありますし、私は、牟礼町民は、時代の流れ、予測に対して正しい判断をした、そしてまた、私の訴え、主張が、圧倒的多数の有権者に、町民に支持された、私はこのように理解しております。

正しく理解され、判断された牟礼町民の民意に基づき、きょうのこの合併協議会は開催されています。民意を尊重するという事は、民主主義の原点であり、根本でございます。牟礼町側合併協議会委員の皆さんにおかれましては、このことを、この重みを十分に御理解いただき、そして、建設的御発言をお願いいたしまして、牟礼町長として、また、副会長としてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

会議次第3 委員紹介

事務局長 それでは次に、会議次第の3委員紹介に移りますが、まことに恐縮ではございますが、お手元の高松市・牟礼町合併協議会委員等名簿をもちまして、御紹介にかえさせていただきますと存じますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

会議次第4 議事

事務局長 それでは、これより会議次第の4議事に入らせていただきます。

これから後の会議につきましては、協議会規約第10条第2項の規定によりまして、増田会長をお願いをいたします。

会長、よろしくをお願いをいたします。

会議次第4 (1) 報告事項

議長(増田会長) それでは、規約に基づきまして、議長を務めさせていただきますので、皆様方の御協力、よろしくお願い申し上げます。

まず、会議次第の4、(1)の報告事項に移らせていただきます。

報告第1号から報告第5号までの5件について、一括、事務局から説明をいたします。

事務局次長 それでは、報告第1号から報告第5号までの5件につきまして、一括して御説明申し上げます。

会議資料の1ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、報告第1号高松市・牟礼町合併協議会規約についてでございますが、次の2ページから4ページにかけて、両市町の去る6月定例会において議決いただいた合併新法に基づく本合併協議会の規約を掲載いたしております。

続きまして、5ページをごらんいただきたいと存じます。

報告第2号高松市・牟礼町合併協議会規約に関する協議書についてでございますが、こちらにつきましては、次の6ページと7ページに記載のとおり、先ほどの合併協議会規約におきまして「1市1町の長が協議して定める」こととなっております項目について、去る7月1日に、高松市長、牟礼町長との間で協議書を取り交わしたものでございます。

なお、その次の8ページから10ページにかけては財務規程を、また、11ページには報酬及び費用弁償に関する規程を、この協議書の別紙として掲載をいたしております。

続きまして、12ページをお開き願います。

12ページから14ページに記載の報告第3号高松市・牟礼町合併協議会幹事会規程、そして、15ページから20ページに記載の報告第4号高松市・牟礼町合併協議会幹事会部会規程、さらには、21ページでございますが、21ページから28ページにかけて記載の報告第5号高松市・牟礼町合併協議会事務局規程につきましては、いずれも旧合併協議会における各規程と基本的に同じ内容でございます。説明は省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、報告事項5件についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第1号から報告第5号までについて、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、報告事項につきましては、これで終わらせていただきます。

会議次第4 （2）議案事項

議長（増田会長） 次に、（2）の議案事項に移ります。

議案第1号から議案第9号までの9件につきまして、一括議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長 それでは、議案第1号から議案第9号までの9件について、一括して御説明申し上げます。

会議資料の29ページをお開き願います。

会議資料29ページから31ページにかけては、議案第1号といたしまして、合併協議会の会議規程を掲載いたしております。

また、32ページをごらんいただきますと、32ページから37ページにかけては、議案第2号といたしまして、会議傍聴規程を掲載いたしております。

そして、38ページでございますが、38ページから41ページにかけては、議案第3号といたしまして、会議録等の閲覧規程を記載いたしております。

内容につきましては、いずれも旧合併協議会における各規程と同じ内容でございます。説明を省略させていただきます。

続きまして、42ページをごらんいただきたいと存じます。

42ページの議案第4号平成17年度高松市・牟礼町合併協議会事業計画についてでございますが、計画の内容は、次の43ページに記載のとおり、合併協定項目の協議など七つの項目に整理いたしております。43ページに記載のとおりでございます。

続きまして、44ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第5号平成17年度高松市・牟礼町合併協議会予算についてでございます。

次の45ページ以降に、合併協議会予算の内容を記載いたしておりますが、本合併協議会は、合併新法に基づくものでございまして、合併協議会の運営経費につきまして、県からの2分の1の補助が得られないことから、両市町で予算措置されております合併協議会への負担金の範囲内で、会議の開催を初め、合併協議会の行う事業に要する経費を計上いたしておるものでございます。

続きまして、50ページをごらんいただきたいと存じます。

50ページには、議案第6号といたしまして、合併協定項目についてを掲載いたしております。これが、50ページから57ページまでございます。

次に、58ページをごらんいただきたいと存じます。

58ページには、議案第7号といたしまして、合併協定項目の協議方針を掲載いたしております。

さらに、60ページでございますが、60ページから記載の議案第8号行政制度等の調整方針、これが60ページから63ページまでございます。これにつきましては、根拠法令などの変更に伴う所要の修正を加えておりますが、基本的には旧合併協議会と同じ内容でございます。

続きまして、64ページをごらんいただきたいと存じます。

64ページは、議案第9号合併基本計画の作成方針についてでございます。旧の合併協議会では、建設計画の作成方針という件名でございましたが、根拠法令が変わりましたことによりまして、合併基本計画の作成方針についてという議案名といたしておりますが、こちらにつきましては、合併新法に基づきます合併が、合併特例債などの国・県の財政支援措置が適用されないことを踏まえまして、66ページにございます作成上の留意事項の(5)でございますが、この(5)におきまして、従前は記載しておりました「合併特例法による特例措置等の活用など」、こういった表記がございましたが、この表記を削除するなどの修正を加えているものでございます。

以上、簡単でございますが、議案事項9件につきましての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました議案第1号から議案第9号までの9件について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

どうぞ。

三野(八)委員 一番最初のところで、議案第1号になるかと思うんですが、旧の合併特例法と、今回は新しく新法で合併協議会が立ち上がったわけですので、この際、旧の合併特例法と新法との違いを、一応、公式の場で御説明をいただけたらありがたいなと思うんですけど。

議長(増田会長) それでは、事務局からお答えします。

事務局長 それでは、事務局から説明をいたします。

合併特例法と合併新法、正式な法律名はちょっと長いので省略させていただきますが、その違いということでございますけれども、合併特例法も合併新法も、例えば地方税の取扱いとか議員の特例措置、農業委員会委員の特例措置とか、あるいは地域審議会とか合併特例区などのいわゆる合併の障害を緩和するための特例措置、これについては、従来のままで変更はございません。

大きな違いは何かといいますと、これは財政支援でございました。合併特例法では、平成17年3月31日までの合併申請、ことしの3月末までの合併申請であれば合併特例法ということで、4月1日以降であれば合併新法ということになるわけですが、従来の合併特例法では、合併に伴って発生するさまざまな事業がございますが、そういう事業を実施するために、国、県から一定の財源手当てがあったということでございます。

合併新法では、これらの合併に伴って発生する事業を実施するための費用については、

すべて自前で確保するというごさいます、このようなことが合併特例法と合併新法で大きく変わるというごさいます。

あと、細かい話になりますと、それぞれ法律の内容、趣旨等を説明することになりますので、それについては、牟礼町内部において、十分協議、検討されたというふうに向ってありますので、本日は省略をさせていただきます。

以上でございます。

議長（増田会長） どうぞ。

三野（ハ）委員 ありがとうございます。

議長（増田会長） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございますので、議案第1号から議案第9号までの9件を一括してお諮りいたします。

議案第1号から議案第9号までの9件は、いずれも原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、議案第1号から議案第9号までの9件は、原案のとおり決定いたしました。

ただいま会議規程を御承認いただきましたので、会議規程第7条第2項の規定に基づきまして、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議録署名委員には、三笠輝彦委員さんと藤井 勇委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

会議次第4 （3）協議事項

議長（増田会長） 次に、（3）の協議事項に移ります。

協議第1号合併の方式についてから協議第55号合併基本計画についてまでの55件について、一括議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、協議事項について御説明いたしますが、案件の説明に先立ちまして、今回の高松市と牟礼町との合併協議、調整に当たりましての基本的な考え方を御説明させていただきます。

高松市と牟礼町との合併協議につきましては、合併新法に基づき、改めて協議を行うこ

ととなるわけですが、現実的な対応といたしまして、これまでの合併特例法に基づく合併協議の成果を可能な限り生かすことを考えるとともに、牟礼町議会におけます合併推進決議を踏まえ、合併協議の時間的制約と効率的な会議運営を考慮し、旧の合併協定項目及び建設計画について、必要な範囲での見直し、修正などを行うことにより、対応することとしたところでございます。

まず、合併協定項目につきましては、旧の合併協議会で取りまとめた内容をベースとし、根拠法令や根拠条文の修正、時点の変化に伴う修正、また、調整内容の、より具体化などの状況を踏まえ、所要の修正等を行うことといたしております。

また、建設計画、これは合併新法では合併基本計画となりますが、これにつきましては、財政支援措置が廃止されたことを受け、財政計画の計数等におきまして的確な整理を行うとともに、一部事業の削除、表記の見直し、財源の減少に見合う事業費の減額など、適切な対応を反映させております。

以上が、協定項目の調整に当たりましての基本的考え方でございますが、本日は、協定項目のうち、旧の合併協議会の調整結果から、変更のありました箇所について御説明をさせていただきますと存じます。

なお、本日の会議資料における協定項目の調整結果の掲載方法でございますが、旧合併協議会の調整結果と変更がないものにつきましては、従前の調整内容をそのまま記載することとし、変更があったものにつきましては、その次のページに変更箇所がわかるように資料を掲載いたしております。

具体的な事例で申し上げますと、まず、会議資料67ページをごらんいただきたいと存じます。

67ページは、協議第1号合併の方式についてでございますが、提案内容につきましては、そこに記載のとおりでございます。さきの協議結果と同じでございますが、このような場合には、従前の調整結果をそのまま記載をいたしておるものでございます。

続きまして、69ページをごらんいただきたいと存じます。

69ページは、協議第3号市の名称についてでございますが、69ページの枠の中に記載しております内容は、前回の調整結果に修正を加え、今回提案する内容でございます。

次の70ページをごらんいただきたいと存じます。

70ページでございますが、修正があった場合には、このように参考、旧合併協議会における協議結果との比較としまして、どこがどのように変更になったかがわかるようにし

ております。枠の中にございますように、従前の調整結果は、「新市の名称については、」というふうになっておりましたが、今回は、新市の新を削除して、「市の名称については、」という形で提案をいたしております。

なお、その下の凡例にございますように、この会議資料における変更箇所の表記の方法でございますが、従前の調整結果から削除した字句につきましては、一重線で抹消いたしております。また、このページの事例にはございませんが、追加した字句には、下線、アンダーラインをつけて表記をいたしております。このような形で、各協定項目の協議結果を整理しておるものでございます。

なお、恐れ入りますが、資料の記載事項に一部誤りがございますので、訂正をさせていただきます。資料78ページをごらんいただきたいと思います。

78ページは、地域審議会の取扱いについての別紙として掲載をいたしております、地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議でございます。このうちの第2条の設置期間でございますが、この資料では、平成28年を27年に変更したような表記になっておりますが、正しくは、平成28年でございます。訂正をお願いしたいと思います。正しくは、平成28年でございます、これは旧の合併協議会の協議結果から変更はされておられません。旧の合併協議会におきましても、平成28年ございました。おわびして訂正をいたします。よろしく願いをいたします。

それでは、先ほど申し上げましたように、変更のありました箇所について御説明を申し上げますが、根拠法令の名称の変更などの修正につきましては、時間の都合により、説明を省略をさせていただき、調整内容に変更がありました点を、別途配付いたしております附属資料で簡潔に説明させていただきます。

別途配付しております附属資料、右肩にその1と書いてありますが、附属資料その1をごらんいただきたいと思います。

表紙に記載のとおり、附属資料その1は、旧合併協議会における対応策・調整案を変更した行政制度等を整理して取りまとめたものでございます。

まず、表紙をめくっていただきますと、目次がございます。ごらんとおり、最初の一部事務組合等の取扱いを初め、項目にいたしますと、27の項目について、対応策・調整案に修正を加えております。

それでは、今回、修正を加えた調整結果等につきまして御説明を申し上げます。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。

1ページの、まず、一部事務組合等の取扱いでございますが、表の上の欄外の凡例にございますように、先ほどの会議資料と同じ要領で修正箇所を表記いたしておるものでございます。ページの右側の中ほどの対応策、その下の調整案に記載のとおり、旧合併協議会では、「両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する」といたしておりましたが、その後の情勢の変化を踏まえ、対応策・調整案とも、ごらんのとおりの修正を加えているものでございます。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと存じます。

4ページは、都市提携のうち、まず、国外都市との提携でございますが、調整案の欄に記載のとおり、当初、牟礼町におけるエルバートン市との交流事業につきましては、「地域間交流のあり方等を含め、合併時までに調整するものとする」といたしておりましたが、その後、市町間で協議、調整を行った結果、記載のとおり、「エルバートン市との交流事業については、住民の自主的活動へ移行するものとし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、事業補助を行う」としたところでございます。

続きまして、5ページをごらんいただきたいと存じます。

5ページは、国内都市との提携でございますが、こちらにつきましても、調整案にございますように、旧の合併協議会では、牟礼町の姉妹都市である長野県の牟礼村との交流事業については、「合併時までに調整する」こととしておりましたが、今回、記載のとおり、「牟礼村との交流については、合併時までに、住民や民間団体主体による地域間交流へ移行する」としたところでございます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと存じます。

広聴広報事業のうち、広報事業（その他）でございますが、こちらにつきましても、牟礼町地域における防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについて、「合併時までに調整する」といたしておりましたが、その後、市町間協議の結果、記載のとおり、「防災行政無線を利用した一般広報については、当分の間、継続するものとする」としたところでございます。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと存じます。

7ページと次の8ページには、高齢者福祉事業のうち、牟礼町独自の事業でございます、喫茶あんだら話事業といきがい農園事業の調整結果を記載いたしております。

当初は、合併年度の翌年度以降の対応につきまして、高松市の「関連事業や老人クラブ事業の中で対応が図れるよう合併時までに調整する」といたしておりましたが、調整の結

果、記載のとおり、いずれの事業につきましても、「高松市で実施している高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業で対応する」としたところでございます。

続きまして、9ページをごらんいただきたいと存じます。

児童福祉事業のうち、放課後児童クラブ関係事業でございますが、対応策でございますように、当初、牟礼町の放課後児童クラブを委託化することに伴う委託の時期につきましては、「合併時までに調整する」としておりましたが、調整の結果、「合併年度は現行のとおりとし、合併後、適切な事業運営ができるよう地元関係団体等との連携・協議を図りながら、高松市と同様の委託化に移行するものとする」としたところでございます。

また、同じく、児童福祉事業の、次の10ページの公立児童館事業、そして、11ページの母と子の集いの家事業につきましては、当初、「合併時までに調整する」といたしておりました運営方法等につきましても、いずれも、「合併年度は現行のとおりとし、合併後、児童厚生施設としてサービスの低下を来さないよう、地元関係団体等との連携・協議を図りながら、指定管理者制度の導入も含め検討するものとする」としたところでございます。

なお、これら三つの事業につきましては、対応策のみの修正でございまして、調整案に変更はございません。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと存じます。

保健衛生事業のうち、健康診査・がん検診でございますが、対応策でございますように、当初、検診の実施方法等につきましては、「国の制度の変更等により、検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時までに調整するものとする」としておりましたが、その後、乳がん検診の実施方法が変更されたことを踏まえまして、記載のとおり、「ただし、牟礼町地域における乳がん検診については、合併年度及びこれに続く3年度について、検診車による集団検診も」、各医療機関で実施しております個別検診に加え、この「検診車による集団検診も必要に応じて実施するものとする」としたところでございます。

続きまして、14ページをごらんいただきたいと存じます。

14ページには、環境対策事業のうち、ごみ処理事業(手数料)を記載いたしております。当初、家庭系の一般廃棄物等につきましては、「合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする」といたしておりましたが、今回、部会における協議結果をより正確に反映させる観点から、対応策と調整案につきましては、下線、アンダーラインをつけておりますとおり、破碎ごみを除く家庭系一般廃棄物等について、経過措置を設けること

としたところでございます。

続きまして、15ページでございます。

15ページには、同じく、環境対策事業のうち、ごみ処理事業（一般廃棄物適正処理指導事業）でございますが、こちらにつきましては、新たに対応策におきまして、アンダーラインを引いておりますが、「牟礼町において、合併時までに、分別収集推進活動を行う地区衛生組合協議会等の組織化を促す」こととしたところでございます。

続きまして、16ページの商工・観光関係事業のうち、計量検査事業について御説明いたします。

対応策でございますように、当初、「合併時までに調整する」としておりました牟礼町地域における検査会場でございますが、調整の結果、「従来と同様の検査会場1カ所で実施する」こととしたところでございます。

続きまして、17ページをごらんいただきたいと存じます。

17ページの観光イベント振興事業でございますが、対応策でございますように、牟礼町の観光イベントである、おいでまい祭り牟礼の実施方法等について、「合併時までに調整する」となっておりましたが、協議の結果、「おいでまい祭り実行委員会が主体となって実施するものとする」としたところでございます。

続きまして、19ページをごらんいただきたいと存じます。

むれ源平まちづくり協議会でございますが、合併時までに調整するといたしておりました同協議会の対応につきまして、協議の結果、記載のとおり、引き続き補助を実施することとしたところでございます。

続きまして、20ページをごらんいただきたいと存じます。

20ページの建設関係事業の都市公園等でございますが、次の21ページの牟礼町の現況欄でございます、牟礼町の御山公園プレイセンターの管理運営、これにつきましては、20ページの対応策の欄でございますように、「合併時までに調整する」といたしておりましたが、その後、市町間の協議の結果、記載のとおり、直営とするとしてとらざるでございませう。

続きまして、22ページをごらんいただきたいと存じます。

漁港管理事業でございますが、旧の合併協議会における協議の時点では、検討中ございました高松市の漁港施設利用料・使用料が、本年7月から制度化されたことを踏まえまして、所要の修正を加えたものでございます。

続きまして、25ページをごらんいただきたいと存じます。

漁港開発審議委員会等でございますが、対応策の欄でございますように、当初、「合併時までに調整する」といたしておりました牟礼町の港湾管理等委員会の委員構成につきまして、その後、協議を行った結果、記載のとおり、「委員構成については、町の意向を考慮するものとし、委員数については、減員するものとする」とし、また、「高松市漁港開発審議委員会の委員数を見直し、牟礼町地域の委員1名を加えるものとする」としたところでございます。

続きまして、次の26ページをごらんいただきたいと存じます。

交通関係事業のうちの市・町民交通傷害保障でございますが、牟礼町地域における保険期間につきましては、「合併時までに調整する」といたしておりましたが、記載のとおり、「牟礼町が継続して加入受付する町民交通傷害保険の保険期間は、平成17年11月1日から平成18年10月31日までとする」としたところでございます。

次に、27ページをごらんいただきたいと存じます。

学校教育事業のうち、学校給食でございますが、当初、「合併時までに調整する」といたしておりました給食の配送方法につきまして、調整の結果、記載のとおり、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する」としたところでございます。

続きまして、29ページをごらんいただきたいと存じます。

社会教育事業のうち、公民館でございますが、これも、「合併時までに調整する」といたしておりました牟礼町の公民館の取扱いや開館時間等につきまして、協議の結果、それぞれ記載のとおりとするとともに、公民館の位置づけなどにつきましても、記載のとおりとしたところでございます。

続きまして、33ページをごらんいただきたいと存じます。

33ページは、体育施設管理運営でございますが、対応策でございますように、牟礼町の体育施設における中学校の部活動や授業での使用及び減免措置につきまして、「総合体育館については合併年度及びこれに続く3年度に限り」現行のとおりとすること、また、「町民プールについては合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとすること、また、「牟礼町地域の体育施設の管理運営については、直営とする」こと、また、現在、牟礼町の体育施設の管理運営を行っております「財団法人むれスポレッシュ財団は合併時に解散するものとし、同財団の総合型地域スポーツクラブ形成に向けた取り組み」

を高松市が引き継ぐものとする、さらには、牟礼町の町民柔剣道場は、「学校施設に所管替える」こととしたところでございます。

続きまして、36ページをごらんいただきたいと存じます。

文化振興事業のうち、文化団体の育成・支援事業でございますが、対応策でございますように、旧の合併協議会で、「合併時までに調整する」といたしておりました牟礼町文化協会への補助につきまして、記載のとおり、「両市町の合併に伴う動向及び活動の方向性等を見極め、その額を決定するものとする」としたところでございます。

続きまして、37ページをごらんいただきたいと存じます。

同じく、文化振興事業の歴史資料館運営事業でございますが、対応策でございますように、石の民俗資料館の休館日につきましては、高松市の制度に統一し、原則として、月曜日と年末年始とすること、また、「合併時までに調整する」といたしておりました観覧料及び減免措置につきましては、「高松市の制度に統一する」こととし、牟礼学習センターの使用料は、現行のとおり、「徴収しない」こととしたところでございます。

続きまして、43ページをごらんいただきたいと存じます。

同じく、文化振興事業のうちの栗山記念館運営支援事業でございます。対応策でございますように、「合併時までに調整する」といたしておりました事項について、記載のとおり、「栗山記念館の管理運営に対する補助及び栗山祭に対する支援等の詳細については、これまでの支援状況等を尊重し、具体的事業計画等の検討段階で決定する」としたところでございます。

次に、44ページをごらんいただきたいと存じます。

44ページは、その他の事業のうち、市・町民褒章制度でございますが、当初、「合併時までに調整する」といたしておりました牟礼町の名誉町民及び町政功労者の待遇内容につきましては、市が主催する式典への招待を行うなど、「高松市の市政功労者と同じ内容の待遇措置を講ずる」としたところでございます。

続きまして、45ページをごらんいただきたいと存じます。

同じく、その他の事業の夢励人プロジェクトでございますが、旧の合併協議会における協議の後、同プロジェクトが市民活動団体の自主的な活動へ移行したことを踏まえまして、対応策・調整案から、該当部分の表記を削除したものでございます。

以上が、旧合併協議会における対応策・調整案を変更した行政制度等でございますが、会議資料の協定項目の調整結果には、ただいまの修正結果を反映いたしておるものでござ

います。

続きまして、協議第55号の合併基本計画について御説明を申し上げます。

本日の附属資料のうちで、右肩にその2と記載いたしております附属資料その2でございますが、附属資料（合併基本計画分）、こちらをごらんいただきたいと存じます。

合併新法に基づき作成する合併基本計画でございますが、冒頭、申し上げましたように、旧合併協議会で作成した建設計画について、根拠法令が異なることによる字句の修正を加えるほか、合併特例法に基づく合併特例債などの国・県の財政支援措置が廃止されたことを受けまして、合併後の市において健全な財政運営が行われるよう、個別の施策・事業の削減や見直しなどを行ったものでございます。

それでは、その内容につきまして、変更箇所を簡潔に御説明いたしますが、本日、参考資料のその1といたしまして、合併基本計画（案）説明資料というのをお配りをいたしております。参考資料1でございますが、そちらをごらんいただきたいと存じます。

この資料は、さきの建設計画と変更になった点を対照表に整理したものでございまして、この資料に基づきまして、変更箇所を御説明させていただきます。

なお、根拠法令が異なることに伴う単なる字句の修正につきましては、この際、説明は省略をさせていただきます。

まず、個別の施策・事業の削減や見直しなどを行った箇所でございますが、新旧対照表では、合併基本計画のページを書いておりますが、合併基本計画の39ページがその部分でございます。

新旧計画の対照表では、下から二つ目と三つ目の枠にございますように、合併基本計画の39ページにございます重点取り組み事項、この表がございまして、この重点取り組み事項におきまして、さきの建設計画では盛り込まれておりました生涯学習の充実というジャンルのうちの小・中学校ナイター設備工事と、施策項目では、生涯スポーツの充実という項目のうちの総合体育館などスポーツ施設の改修、この二つの項目を重点取り組み事項から削除することといたしております。

この理由でございますが、計画書本文におきまして、個別事業の表現がないこと、あるいは「充実整備に努めます」というような表現にとどまっていることを踏まえまして、現時点においては、特に重点取り組み事項には明記しないこととしたものでございます。

なお、今後、考えられる具体的な対応といたしましては、事態の推移を見きわめながら、その必要度等を勘案する中で、どうしても対応しなければならない、そのような事情が発

生した時点におきまして、適時適切に対応することになるものと考えられます。

続きまして、計画の対照表では、一番下と次の２ページの一番上の枠に記載しておりますように、合併基本計画（案）の４２ページにございます、（４）利便性の高い交流基盤に支えられたまちづくりのうち、道路整備につきまして、計画書の本文の表記から、町道牟礼大町北部線を、また、４３ページの重点取り組み事項から、牟礼大町北部線（新設）、この部分を削除することとしたところでございます。

理由でございますが、牟礼町におきまして、改めて、この事業の必要度、緊急度などにつきまして、総合的に検討された結果、現時点において、明記しておかなければならない情勢にはないとの判断から、削除することとしたものでございます。

続きまして、財政計画の関係について御説明を申し上げます。

合併基本計画（案）では、５１ページになりますが、５１ページの財政計画をごらんいただきたいと思います。

５１ページの財政計画の８行目から後に記載しておりますように、５－１の基本的な考え方に、なお書き以降でございますが、なお書きとして、「なお、この合併については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成１６年法律第５９号）に基づくものであり、合併特例債などの財政優遇措置が適用されないことから、本合併基本計画第３章「施策・事業」の実施に当たっては、有利な財源確保に特に留意するとともに、個々の事業の実施時期や実施規模、実施方法などにおいて、一層、有効かつ適切な配慮を行うこととします。」との文章を加えるとともに、その後の５－２の歳入・歳出の考え方におきましては、合併特例法に基づく財政支援措置に係る表記を削除するなど、対照表では、２ページの中ほど以降に記載のとおり、所要の修正を加えることとしたところでございます。

続きまして、基本計画（案）の最後のページ、５３ページをごらんいただきたいと思います。

財政計画の表が掲載されておりますが、財政計画につきましては、従来 of 財政計画において合併特例法に基づき算入いたしておりました合併特例債９５億円を初め、国・県の補助金・交付金など、財政支援措置に係る算入額を減額するとともに、歳出におきまして、それに見合う事業費等を削減いたしております。その結果、歳入歳出それぞれ１２億２億３、７００万円の減額となったものでございます。

なお、先ほどの計画の対照表の４ページに、今回の合併基本計画における財政計画、その後の５ページには、従前の建設計画の財政計画を掲載し、どこがどう変わったか、変更

部分がわかるように記載いたしております。後ほど、御確認いただければと存じます。

以上が、財政計画でございますが、なお、合併特例法に基づき、協議を行った行政制度等の経過措置など、住民サービスに係る対応につきましては、特にこの財政支援措置の廃止の影響を及ぼさないこととし、先ほど申し上げましたような財政運営の基本的考え方のなお書きの表記によりまして、今後10年間における投資的経費など事業費において、適切に対応することとしたところでございます。

以上が、合併基本計画の説明でございます。

以上、まことに簡単でございますが、協議第1号から協議第55号までの55件の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第1号から協議第55号につきまして、御質問、御意見等承りたいと存じます。どうぞ、御発言を願います。

どうぞ。

有岡委員 牟礼町の有岡です。

まず最初に、このたびは、再度の合併協議に応じていただきまして、市長初め委員の皆様には厚くお礼を申し上げます。

何から御質問しようかなと思うんですけど、まず、行政の合併協議は、過去1年間11回にわたり、大分煮詰まった協議がされて、どういうふうになるか、ほぼ見当はついてはきたんですけども、私が心配するのは、外郭団体のことなんです。外郭団体は、外郭団体同士の協議ということではあるんですけども、基本的なことをこの合併協議でちょっと申し上げておきたいというふうに思いまして、ちょっと御意見なり、答弁をお願いしたいんですけども、外郭団体、まず、社会福祉協議会の取扱いなんですけども、社会福祉協議会は、協議第18号で、公共的団体等の取扱いにおいて、統合整備するということで、そのことはいいんですけども、協議第33号で、その他の福祉事業で、細かく、ここでは社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時までに調整するというふうに書かれておるんですけども、先日8月4日に、既に、社会福祉協議会同士の協議が始まったと聞いておるんですけども、細かいことは、当然その中で協議されることだと思うんです。

ただ、ここで申し上げておきたいのが、牟礼町社会福祉協議会の場合は、当然、行政がすべき福祉サービスを社会福祉協議会に委託しとるというようなことがありまして、ただ単に、高松市の制度に統一するというんでは、ちょっと問題があるんじゃないのかなと。当然、社会福祉協議会の合併協議の中で、そのことが主張されて、調整されると思うんで

すけども、まず、社会福祉協議会は、市なり町の補助金によって運営されております。牟礼町の場合は、多分2,200万円ぐらいだったと思うんです。これは、シルバー人材センターとか、ほのぼのワークハウスという障害者施設の運営費も入るとるんですけども、市の場合は8,000万円ぐらいだと聞いとるんです。当然、市の規模で、市のサービスを牟礼町でやるというふうに、市の制度に統一するということになりますと、金額だけ見ますと400万円ですと聞いとるということになるかと思うんです。

そういうふうな、牟礼町の場合は、特殊な、こういう田舎で、これは牟礼町だけじゃないと思うんです。他の周辺地も一緒だと思うんですけども、行政がするよりか社会福祉協議会がした方が、よりローコストできめ細かいサービスができるよということで、牟礼町の特色あるサービスの形態をとつとると思いますので、ぜひ、その辺を考えていただいて、補助金等、社会福祉協議会の要望なんかをよく聞いていただきたいというのが、この社会福祉協議会、ひとつ、外郭団体についての要望なんですけど、この点、まず、御答弁を願いたい。

議長（増田会長） じゃ、事務局から。

事務局次長 それでは、この件に関しまして、健康福祉部会の方から答弁を申し上げます。

富田健康福祉部会委員 健康福祉部会でございます。

御指摘のように、配食サービス事業、それから高齢者生きがいデイサービス事業など、牟礼町社会福祉協議会への委託事業につきましては、今後、高松市、それから牟礼町が連携いたしまして、適宜、高松市の社会福祉協議会と協議を行いまして、合併後も住民サービスが低下しないよう努めてまいりたいと思います。

御指摘ありましたように、8月4日と5日、既に高松市と牟礼町の社会福祉協議会が協議を行っております。今後につきましても、ワーキンググループなどで事業の内容については詰めていくことになっておりますので、行政といたしましても、今後、社会福祉協議会間でも円滑な合併協議が進むよう支援をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（増田会長） どうぞ。

三野（八）委員 二つございまして、一つは、エルバートン市との姉妹都市、非常に、前回の旧法の協議のときも申し上げたんですが、全国的にも、22年この歴史があって、交流事業も20年の歴史があるということで、非常に牟礼町としては誇りが高い。済みま

せん、三野でございます。

ということで、自負をしておるんですが、今回、3年間に限り、補助をいただくということ、そういうことについては非常にありがたいんですけども、その自立に向けて前から努力はしてるんですが、まだ完全自立とまでは言ってない。そういう状況の中で、この牟礼支所が支所として残りますので、例えばこういうふうなこともお願いできたらと思うんです。今まで、担当職員というのを置いてくださって、それで、今は役場として、随分大きな建物ですので、部屋もあいたりしますので、そこに、一角でそういう集える場所というか、事務作業ができるようなところを置いていただく、そういうふうなことも、ぜひ御検討いただいて、実質、お金の補助をいただくというのはありがたいんですけども、その事務作業をするようなところがあって、それで職員も担当の職員がいるということが、当分の間は大事ではないかと思っておりますので、その辺、ぜひ御検討いただきたいというのが、まず、一つでございます。

議長（増田会長） 事務局から、この件についてもお答えします。

事務局次長 それでは、総務部会の方からお答え申し上げます。

原田総務部会委員 失礼します。総務部会の方からお答えします。

三野委員さんの方から、エルバートン市さんとの交流につきまして、職員の支援、それから場所の支援の御提案がございましたけれども、合併協議の中では、この事業につきましては、住民の自主活動による地域間交流に移行するというふうな方向づけでお話をさせていただいております。

なお、それにつきましては、移行緩和措置と、及び支援措置として、合併年度及びこれに続く3年度に限り、高松市の国際交流協会の方から、事業補助を行うというふうな内容で支援をしていくこととしております。

また、高松市におきましては、こういった市民活動団体、NPOさんと行政との協働を積極的に進めますことのために、高松市ボランティア・市民活動センターというところにおきまして、さまざまなNPOの支援、自立の支援、それから助成金獲得支援、ネットワークづくりなどの御支援をさせていただいておりますので、そういったサービスもお使いいただければと考えております。

以上でございます。

三野（八）委員 国際交流協会というのがあるというのは存じ上げてまして、やっぱり牟礼町の場合は、今まで、もちろん行政が牟礼町にありましたので、そこでということが

ありますので、だから、親善委員会なんかの意向としては、やっぱりこの支所の中で、今までと同じように当分の間はしたいという意向が強いようでございます。

だから、そういうことが検討できないのかなという質問の趣旨なんです。それは、こちらでどうぞということなら、それはそれでよろしゅうございますけれども、いかがですか。

原田総務部会委員 失礼します。事務所のお考えといいますが、高松市国際交流協会とかに事務所を置くというふうなお話だと思っておりますけれども、そういった公的施設に事務所を置くということにつきましては、目的外使用の考えにもなりますことから、基本的に、高松市としましては、NPOと行政との協働のあり方の中で、そういった職員の労働力支援とか、その場所の支援というものは、非常に最低限のものに整理させていただいております経緯がありますことから、これから新規にそういった御支援をするということにつきましては、非常に、ちょっと困難な状況になるかと思えます。

以上でございます。

三野（八）委員 三野でございます。

高松市さんの方から見ると、新規ということになるかと思うんですが、先ほども申し上げましたように、牟礼町の場合は22年の歴史があって、交流事業も20年の歴史があって、毎年、こちらからも行くし、向こうからも来てくださって、非常に、若者が国際交流ということで国際感覚を身につけて、そういう、非常にパワーアップするきっかけになってるんですね。だから、今から新たに始めるから、事務所を置いたりとか、労働力の提供はだめだということを御答弁いただいたけども、そうじゃなくて、今までのようなことを当分の間してくださると、そういう御検討ができないかなということで発言させていただいてるんですが。

原田総務部会委員 失礼します。これまでの交流が非常に活発にされておられますことについては、新聞等で非常に興味深く拝見させていただいております、ぜひ、そういった活動が、住民側の自主的な活動によって継続されていければいいと考えておまして、そのための移行緩和措置として、事業補助をさせていただくことで協議がされております。その後のことにつきましては、高松市の中にも、多くのNPO活動をされている方々があらまして、同じように、海外の都市との派遣活動をされておられるところもあります。長く継続されていらっしゃる方もありますが、そういったところも、独自の財政的な獲得の努力とかをされておられる中で進めておられますので、そういったところとの足並みもそろえていかれるように、お願いしていきたいと思えます。

以上です。

三野（八）委員 なかなか、話がかみ合わなくてあれなんですけど、今度、牟礼町が入りますと、1市6町が編入合併することになりますけども、その中でも、ほかの5町さんは海外との姉妹提携はないやに聞いていますね。ありませんね。それで、牟礼町が唯一あって、それも22年の歴史があると。毎年、両方から交流、今もちょうどエルバートン市へ行って、あと二、三日したら帰ってまいりますけども、そういうことで、エルバートン市の、向こうの親善委員会の方も、非常に、これがどうなるのかという御心配の連絡が来たりしているんですね。

そういう状況ですので、当分の間ということで、自立するまで、そういう配慮というのはいただけるんじゃないか、ほか、いっぱいありますよということはわかるんですけども、今までの歴史を、ちょうどこれは、それこそ合併をということで、今までどおりということにはいかないけども、やっぱり今までの22年間の歴史が全く御破算になってしまうのは非常につらいと、そういう意向が強いんで、ほか、いっぱいNPOがあるから、それはもうだめよというんじゃないかと、やっぱりそれを生かす方向で、ぜひ御検討いただきたいと思うんですよ。私たちも、もちろん努力はいたしますけどもね。

以上でございます。

議長（増田会長） どうぞ。

村上委員 牟礼町の村上です。

今、三野委員がおっしゃってるのは、牟礼町民のことでお話ししてるわけですよ。今度、合併すれば、牟礼町民も高松市民になりますので、今、高松市が、3都市ですか、提携されてるところがあります。ですから、牟礼町民というんでなくて、高松市民として、何もエルバートン市だけじゃなくて、こういったところへの交流も、ぜひ利用させていただくように、牟礼町民に。確かに、今まではエルバートン市しか、町になかったですから、交流は。だけど、今回、合併すれば、3都市、高松市が利用されているんですから、これを含めた4都市と牟礼町民も交流できますよということをPRしていただいて、ぜひ、エルバートン市だけじゃなくて、牟礼町民もほかの都市へも行っていただいて、交流ができるようにしていった方がいいんじゃないかなというふうに私は考えております。

以上です。

議長（増田会長） おっしゃるとおりでして、もう高松市民となられた段階では、皆さん同じおつき合いをしていただくというようなことになると思います。

どうぞ。

有岡委員 有岡です。

先ほど説明のあった協議第44号の社会教育事業の体育施設の取扱いの件なんですけども、今、牟礼町では、主に中心になっとるのがスポレッシュ財団ということで、合併すればスポレッシュ財団が解散すると。高松市は財団法人のスポーツ振興事業団が行ってあるということで、部会レベルというか、牟礼町の室長あたりから説明は受けたんですけども、ここにも書いてあります、牟礼町は総合型地域スポーツクラブを今つくっておって、町民というか、市民が自主運営できるように育てていって、先ほどからしきりとNPOというて言われよりますけど、NPOを目指す。

ただ、そのことについてはすごくいい方向だと思うんですけど、まだ、準備委員会が、この地域スポーツクラブというのは今できたばかりなんですよね。心配するのは、これは市の直営になるということなんです、牟礼町の地域スポーツクラブが一人前になるまでは、市の教育委員会かどこかが、この事業団じゃなくして、市が直接指導いただいて、各スポーツ施設なりスポーツ団体が、牟礼町で活躍できるようにするということはお伺いしとんですけども、その辺の先行きのことをちょっと心配しとんです。

ただ、というんが、ずっとスポーツ振興事業団には入らないのか、地域スポーツクラブというのが、もしうまく機能できなかった場合に、どういうふうになっていくのかなと。それともう一つ、合併基本計画にも、このことが取り上げられておりますんで、他町もこういういった取り組みがあるんじゃないかなと思うんですけども、他町のことと一緒に情報をお伺いしたいんですけど。

議長（増田会長） それじゃ、事務局からお答えします。

事務局次長 ただいまの質問は、附属資料その1の33ページでございます社会教育事業の中の体育施設管理運営、このあたりの御質問かと思いますが、教育部会の方から答弁を申し上げます。

熊野教育部会委員 教育部会です。有岡委員さんの質問に対して、教育部会からお答えします。

牟礼町におかれましては、この平成17年度から、総合型の地域スポーツクラブの育成認定クラブに、国の方から指定を受けておるということで、今年度から始まったばかりであるということでお聞きいたしております。

そのために、現在、むれスポレッシュ財団におきまして、事務局がございまして、その

ための活動、事務局としての活動がなされておるといふふうに聞いております。そのためには、この総合型の地域スポーツクラブというのは、先ほど委員さんの話がありましたように、自主財源を中心にした自主運営、住民による自主運営を図っていくということで、これは国が提唱している事業でありまして、今後、我々市町においても、推進、促進していかなければいけない事業であるように認識いたしております。

そのために、今回、むれスポレッシュ財団の方において行われておるのが、活動拠点になります総合体育館を中心とした、そういった施設のある程度優先的な確保、こういったものが大事になってくるということと、あわせて、当然、これは会費制ですから会員を募るわけでございますけれども、今現在、まだ未会員の方もおられますし、牟礼町の町民の皆さん方に対する総合的な窓口相談業務を行う必要もあるかということで、当然、事務局は地元においておかなければいけないということがありますので、今後、むれスポレッシュ財団を解散するというところでございますけれども、その後の業務につきましては、現在の非常勤嘱託職員の方がおられると思うんですけども、その方々に直営としての業務をお願いする中で、地元において、できたら配置していきたい。

総合体育館とか、勤労者体育センターとか、それから御山のテニスコート等の事務所とがありますけれども、基本的には、公の施設を管理することにつきましてもお願いしていかなければいけませんので、そういったところに現在の職員を配置する中で、先ほど申し上げました、活動拠点となる総合体育館を中心とした優先的な施設の確保、あるいは牟礼町の皆さん方の総合相談窓口となり得る事務局としての総合型の地域スポーツクラブの準備委員会が行わなければいけない事務的なことを、高松市が引き続いて行っていかうとするものでございます。

有岡委員 他町の動きはどんなんですか。そういったスポーツ施設、体育施設は、管理運営とか、そういうふうなのは、他町はどうされとんですか。

熊野教育部会委員 今のところ、香南町の方でも、同じように総合型の地域スポーツクラブを行っていきたいということで、現在のところ、こちらの方につきましては直営でやっていますので、やっぱり施設に対する優先的な活用、確保、こちらの方についての要望がございます。

有岡委員 ほかの、それ以外の町は、この財団法人が運営するわけですか。スポーツ振興事業団が。

熊野教育部会委員 現在は、すべて高松市の場合は直営と。たちまち直営に。

有岡委員 できるだけ、民間を中心にとというのは、香南町と牟礼町だけがそういう試みをしようということですか、今言う。

熊野教育部会委員 総合型の地域スポーツクラブの動きがあるのが、香南町と牟礼町さんです。

有岡委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

議長（増田会長） ほかに、どうぞ。

永田委員 牟礼町の永田です。

協議第16号の一部事務組合等の取扱いの件でございますが、この中で、牟礼町しか加入していない讃岐地区広域消防組合、この分で、合併時までに調整するということなんですが、私が一番懸念してるのは、今、牟礼町に東分署があるんですが、これは全国的なことですけど、高齢化時代になって、少子は別として、高齢化時代。そしたら、やはり心配するのが、消防じゃなくて、やはり救急車、救急体制、これをぜひ現状維持、守っていただきたい。

といいますと、やっぱり命だけは、1分、2分と。距離がちょっと離れますが、屋島の方から来るわということはわかるんですが、高松市内も、非常に酔っぱらいが随分使われて苦労してるようでございますが、それはそれとしまして、たとえ有料化になっても、やはり今からお年寄りがふえますから、自分自身も含めて、やはり一、二分の違いというか、10分も違うたら大変なことになりますから、ぜひ、合併時までに調整ということですが、その体制を確保させていただけたらと、かように思います。お願いします。

議長（増田会長） お答えいたします。事務局から、どうぞ。

事務局次長 それでは、企画財政部会の方から御答弁を申し上げます。

井上企画財政部会委員 企画財政部会、高松市の企画課でございます。よろしく願いいたします。

広域行政を担当してますので、答弁をさせていただきますが、消防の関係につきましては、消防部会の方で一応調整をしていますが、ちょっと本日、おりませんので、企画財政部会の方から御回答させていただきますけれども、讃岐地区広域消防組合の関連につきましては、一応6町で構成しておりますが、牟礼町さんが高松市に合併しますと三木町さんだけ残るとい状況になりますので、これは自動的にこの広域組合というのが消滅をするという状況になりますので、現在、三木町さんと消防の方とで協議を進めておりますが、基本的には、三木町さんの動向がどうであれ、ほかの5町さんの消防業務につきましては、

高松市が現状の状況で継続して実施していくということで、広域組合の財産とか、そういうふうなのを、三木町さんと財産を処分するか共有するか、その辺の協議はありますけれども、現在の牟礼町さんにある東分署ですか、とか、香川町さんにある西分署あたりは、結局、高松市の方で引き継いで、現状のままの消防業務、救急業務ができるような形で、三木町さんなり、讃岐地区の広域消防組合と協議中というふうに聞いておりますので、実態としては、現状は十分維持できるような形でいけるとお思いますので、よろしくお願いたします。

永田委員 ありがとうございます。ぜひ、願いたします。

議長（増田会長） どうぞ。

斎藤委員 斎藤でございます。

合併の基本計画について、ちょっとお伺いしたいんですが、説明書の2ページですか、ということで書いてありますが、御承知のように、牟礼町、高松市とのこの関連のこの合併特例債は、御承知のようになくなったわけですけども、なくなったかわりに、その財政支援とか、そういう措置を今ここで組んで、皆さん方との協議に入ってるわけですが、いずれにしても、他町と比べますれば、牟礼町だけがそういうハンディをしょいまして取り組まなきゃならん。

そういう中で、臨時財政対策債、あれは普通交付税に基づく、それから普通交付税の算定替え特例措置というふうなもので対応しようということだそうですが、いずれにしても、これからこの合併基本計画の中身をどの手当てでもって組み立てていこうかという審議がなされたと思いますね。

そういう中で、経過措置、皆さん方の事務レベルで、幹事会等いろいろございましたでしょうが、そういう事務レベルで牟礼町の特例債に、合併特例債がないかわりの今の現状、これからの対応処置について、どのような経過、これから予算組み等で組んでいくのか、そのあたりの経過を、今までの事務レベルのことについて話し合えた中身を、ちょっとまた、まことに面倒な話でしょうけれども、お聞かせ願いまして、参考にしたいと、かように思いますがいかがでしょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 事務局の方から説明します。

先ほどのこちらの方の説明でもいたしておりますけれども、ただいま御指摘いただいたような財政支援措置がなくなったことを受けて、どのような計画にしていこうかということ

で協議を行いました。その考え方としては、基本的に、前回の資料で算入をしておいた合併特例債あるいは国、県の補助については、これはなくなっておりますので、それをすべて減額しております。それが、先ほどの説明では122億3,700万円の減額ということになります。したがって、それだけ財源が減ったということは、事業費がそれだけ減るということで、歳出も同額を減らしております。

じゃ、それだけの事業費が減った場合に、この基本計画において、10年間で牟礼町地域においてどこまでの事業ができるかという御心配だろうと思えますけれども、それについては、財政計画の冒頭で説明をいたしましたように、基本的な考え方として、この施策・事業の実施に当たっては有利な財源確保に特に留意するんだと。個々の事業の実施時期とか、実施規模とか、実施手法などにおいて、一層工夫した上で効率的に財源を使っていきたいと思いますということを考えております。

なお、これも説明をいたしておりますけれども、例えば地方税の取扱いで3年間とか5年間などの経過措置を設けております。その他、行政制度等に経過措置を設けております。これについて、国、県の補助金なり交付金があるわけですが、その交付金・補助金がなくなったことを受けて、その経過措置を設けない、すべて、合併時に、即、高松市の制度に統一するというのも、一つには考えられますけれども、この合併協議に当たってはそういうことはやめましょうと。住民サービスに直接、財政支援がなくなったことを転嫁しない考え方でいきたいと思います。じゃあ、それだけの分はどこで対応するかといいますと、先ほど申し上げましたような基本的な考え方で、10年間の投資的経費、投資的事業、その中で工夫をしながら、その財源というのは捻出した上で、住民サービスに直接影響しないような形で、基本計画を推進していきたいと思いますという考え方で協議が調ったところでございます。

したがって、先ほど説明いたしましたような基本計画の考え方あるいは財政計画として計数的な整理をさせていただいたということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（増田会長） ほかに、どうぞ。

井上委員 井上でございます。初めてでございますので、十分わかりませんが、ちょっと話が飛躍するかもわからんけど、お教え願いたいと思うんですが。

御案内のとおり、この時点では、平成18年1月10日ということ而努力目標に頑張っ

ておるわけでございますけれども、一番大事なものは、その1月10日で議決した場合に、これからいろいろ事業をしていかにかいにかん時点で、高松市さんは既に予算編成の段取りから、そろそろかかっていこうかという段階で、牟礼町のいろいろ言よる、入り口の話は別として、将来、これからしていただけるだろう事業について、平成18年、19年でどのような流れになるのか。こういうことであれば、平成18年1月10日ということになりますと、具体的な事業ははっきり言って出でらんとお思いますんで、人件費だけは平成18年度の高松予算に組み入れられて、事業がなかなかできにくいというようになる可能性は多々あるんでないかと。

既に、4町については、3月31日までに議決しておりますんで、その時点でいろいろ計画が出ておるとお思いますので、高松市さんとしても、それ相当な範囲の中で動いておるとお思います。牟礼町の場合は、今まだ行こうか戻ろうかというような段階の中で、その事業とかいろんなもんがどれだけ組み入れられていけるか、それが私は一番大事な問題だろうとお思うんで。

これは、牟礼町の態度がはっきりせんのに、それはわかるかという気持ちは、私はわかるんですが、やはりこの昨今の厳しい時代ですし、はっきり申し上げて、財政案とかお土産は持っていかんと行くという我々でございますんで、その点が非常に住民に迷惑をかけたら困るとおということで、ある町によれば、はやもう、町道なんかもある部分認定して余裕を持って進んでいくというような、しておるところでございますが、牟礼町の場合はそういうところまでまだいっておりませんので、その点だけを会長さんである市長さん、特に市議会の先生方にぜひお願いして、遅まきですけれども、努力してまいりたいという気持ちはあるんですが、その点だけを十分配慮していただいて、予算措置についても十分して、かゆいところへ手が届くというわけにはいきませんけれども、なるほどなというように予算組みをしていただければありがたいとお思います。

多分、もう1月10日済んでであれば、既に高松市さんの場合は予算はできてしまっているとお思いますんで、市長裁定ぐらいにいつておるとお思いますんで、その点、寛大な御理解をよろしくお願いいたしたいというように思うておりますんで、よろしくお願ひします。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

三野（八）委員 済みません、牟礼町の三野でございます。

1月10日ということで提案されてますが、これは合併準備作業に要する期間も考慮して期日を定めると、こういうふうに文言としてなっておりますが、牟礼町議会としては全

会一致でしましたけども、1月10日というのはのけて全会一致になったという経緯もございますので、この際、1月10日が最適だという、そういう根拠についても少し明らかにしていただくとありがたいなと思います。

以上でございます。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 まず第1点目、井上委員さんの御質問ですが、御心配の点です。

来年度の予算編成対応がどうなるのかということですが、御指摘のとおり、高松市においては予算編成に向けた前段階での作業は既に開始しておりますが、本格的な予算編成作業については、秋以降、10月以降ということになります。

したがって、現在、ほかの合併が決定している町の対応についても、ただいま資料整理段階でございますが、これから夏以降、本格的な作業に入るといふふうにお伺いしておりますので、この合併協議が、できるだけ早く、今月中に調べ、対応は十分可能であろうというふうには考えております。

ただ、合併基本計画に掲載しているものすべてが、平成18年度からスタートするというわけではございません。これは、10年間の中で必要度、緊急度を踏まえて、どうしてもやらなければならない事業を選択して集中的に対応していくというようなことでございますので、その点も御理解をいただきたいというふうに思います。

それから2点目、三野委員さんの御質問ですが、1月10日合併ということの理由ということでございますが、これは、冒頭、副会長高木町長さんの方から話があったとおりでございます。そのような趣旨を踏まえて1月10日ということでございます。

なお、ことしの2月10日の第11回会議で、1月10日を提案した理由は、住民サービスに支障が生じない日である、定数特例による増員選挙で選出された新議員が、平成18年度の高松市当初予算を審議する3月定例市議会に参加できるということ、それから3連休明けであるとともに、直前の年末年始の休日6連休を活用し、電算システムの移行を含め、合併移行事務、その他合併前後に集中して対応しなければならない業務が円滑に対処できる日であるということでした。

それ以外に、今回の協議で、新たな理由として発生しておりますのは、牟礼町議会の合併推進決議の趣旨、他の4町と足並みをそろえるということは、他の4町と同じ日に合併するということが非常に効率的である。これを別の日に設定するということになりますと、すべて作業が別対応ということになって、事務量、その他経費もたくさんかかると。それ

をだれが負担して、だれが作業するのかということを考えると、とてもじゃないけれども、それは不可能であるということからいきまして、1月10日しかないというふうな考え方のもとで合併協議を行った結果、1月10日で提案したものでございます。その点、御理解をいただきたいと思います。

議長（増田会長） ほかにございますか。

どうぞ。

有岡委員 有岡です。

協議第13号の事務組織及び機構の取扱い、牟礼町の役場の、要は規模ですよ。先ほだから、私もいろいろ申し上げましたが、要は牟礼町というのは職員のサービスがよ過ぎるんか、町民が自立できてないんか、はたまた、職員が、役場が、従来町民がすべき仕事を取り上げとんか、わからんのですけども、要はいろいろ、親切で、いろんなことを役場の職員がやってくれとるわけです。例えば土地改良区とか農業委員会、自治会連合会の事務局は全部役場の職員が今までやっておりまして、それから、今後は、市になったら、市はそういうふうな、自立しとるから自分でやりなさいよということで、これは牟礼町民の問題ではあるんですけども、何せ今1月10日という日付で合併するのであれば、すぐでも自立をせないかんということで、急遽、土地改良の職員を雇うて、今、教育しとる途中ですけども、ほかにもいろんなことが、一応はNPOをつくって町民主体にするんだということで、それは目標はいいんですけども、今まで百何年も、そういうふうなことで役場の人に頼むわということで、押しつけてやらしよった仕事をいきなり自分らでせえって、なかなか混乱が起きると思うんです。

というのが、ということで、この支所機能が、ある程度住民に自分でやってもらいながらアドバイスもできるよというような形で、しばらくはこの支所機能をかなりのところで残していただかんと、混乱するんじゃないかなということで、どういうふうはこの牟礼支所をお考えなんかをお聞きしたいんと。

もう一つ、それに関連しまして協議第15号で特別職の職員の身分の取扱いですけども、先般、倉敷市ですか、では町長が地域審議監ということで、残って地元の声をまとめるというふうなことも聞きましたけども、今回の協議で、他町もどういうふうな協議になっとなか、こういう特別職についても両市町の長が別に協議して定めるということでありまして、大体の方向性として、町民が混乱しないように、ある期間、そういう責任者を置くということは必要になるんじゃないかなと思うんですけども、その辺、あわせてお願

いします。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 支所機能についてでございますが、ただいま御指摘いただいた合併協定項目に書いておりますけれども、基本的に、その地域の住民サービスに支障が生じないということが大前提になります。したがって、それを基本的な考え方として、高松市全体の組織機構とのバランスを含めて考慮しながら、全体的な整理をしていくということでございますので、具体的な形で、どういう機能が、あるいはどういう業務が支所において必要なかどうか、それをきちんと明確にしていく必要があるかというふうに思っております。

なお、参考までに、他の町との支所機能の取扱いについての協議については、ほぼまとまりつつあるという段階でございまして、そこにおいては、ただいま申し上げましたように、地域の住民サービスに支障が生じないということを念頭に置いて、それなりの対応ができる体制、組織ということでの協議が行われておるところでございます。

それから、第2点目の特別職の職員の身分の取扱いにつきましては、現時点において、他の町との間における協議も、この場で説明できる状況ではございません。少し言い過ぎになるかもわかりませんが、例えば現在の三役さんを特別職として処遇するというようなことは、今までの合併協議の中でもないのではないかなというふうな認識をいたしております。

それについては、基本的に法律上も失職するわけですので、失職した後の取扱い、そのままの状態にするのか、処遇するのかわからないのか、あるいは、しないとしても、何らかの地域におけるかわり方を持ってもらった方がいいのかどうか、そういうことも含めて、現実的な対応を考えていくことになるかというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（増田会長） どうぞ。

有岡委員 余り、さっぱりわからななだんですけど、要はこの計画ですと、予定ですと、この次にこれ全部確認をせんといかんと。8月末に確認をせんといかんとということの今回の提案ですんで、これからいろいろ調整されることだろうと思うんです。できるだけ、最後の、最後といいますが、8月末の第2回の協議会においては、ある程度はつきり目星がつくような方向性を見出していただきたい。また、その間、部会において、我々も住民が困らんための要望等をさせてもらいたいと思っておりますので、よろしく願います。

議長（増田会長） どうぞ。

三野（八）委員 三野でございます。

今の関連なんですけど、塩江町さんが9月26日に合併ということで、そういう面からいうと、いろんな協議も塩江町さんが先行して、それに準ずるといって形がとられてるんですが、特別職も一般職もそういう形ということになると、今、有岡委員がおっしゃってたように、次の第2回の協議会のときには、あらあら、こういうというのはいただけるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（増田会長） そうですね。支所機能であるとか、どのぐらいの人数、規模になるとか、どういう、本庁との役割分担とかというのは、大体明らかになると思います。また、でない、塩江町さんと、間に合いませんからね。ただ、個別の人事については、ちょっとどういう、そのときにどうなりますか、ちょっとそこまでわかりませんが。

ほかにございませんか。どうぞ。

有岡委員 済みません。協議第20号の使用料・手数料等の取扱い、それともう一つ、次の第21号の各種団体への補助金・交付金等の取扱いですけども、前回の、この使用料については、現在、高松市の手数料がどうなるとかというのはわかりますけども、その後、どういうふう調整が進んどのもんか。それと、各種団体の補助金交付については、こういう項目だけしか、私どもは資料いただいてないんで、これはどういうふうな方向に、ある程度調整がついとるもんか、向かうもんか、確定しとるもんからでも結構ですんで、できるだけ早く資料を出していただきたい。そういうことです。

議長（増田会長） 事務局から。

事務局長 使用料及び手数料あるいは補助金・交付金の細かい調整でございますが、これはそれぞれの項目ごとによって対応のあり方が変わってくるというふうに認識をいたしております。

参考までに申し上げますと、他の5町との協議の中でも、これについては、今後、詳細なところが決まっていくということございまして、例えばその中で、塩江町のことについては、使用料・手数料については、特に条例、規則等での対応ということがありますので、そちらでの対応をこの9月の議会に対応していくということになりますので、それまでに調整が終わっておかなければならないということになります。

それから、補助金・交付金については、基本的な考え方、配慮すべき事項、留意すべき事項については、その協定項目に書いているところございまして、その趣旨を踏まえて、それぞれの項目ごとにこれから詳細なところが決まっていく。そして、来年度の予算

の中で、どういうふうな形で計上していくかということが決まっていますので、それをすべて一括してこうですよという状態になるというのは非常に難しいということでございますので、特にそういうような説明ができる段階になれば、その時点の合併協議会で報告するというようなことになろうかと思えます。

なお、使用料・手数料、それから補助金・交付金でも、特に合併協議が必要なもので個別の協議をしておるものについては、個別の合併協定項目の中で取り上げておりますので、その点も御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

有岡委員 ある程度、補助金なんかは、既に決まった額が高松市において補助されておるんでないかと思うんですけど、それが参考になると思うんです。それを示していただくわけにはいかんのですかね。

議長（増田会長） どうぞ。

事務局長 個別の、例えば補助金もいろんな形がありまして、事業に対する補助、団体に対する補助と、それ以外に個人のなされたことに対する補助とか、いろんな種類が分かれております。だから、高松市で、現在、補助金の額が決まっておるというのは、予算として決まっておるわけで、それが必ずそのとおりいくのか、あるいはその内容によって変化していくのか、いろんな性質がありますので、それを一律にどうこうというのが非常に難しい問題でございまして、特に何か個別のものがあれば、それは担当部会を通じて御確認をしていただいた方が早いんじゃないかなというふうに思っております。

非常に、数もたくさんございまして、なかなか合併協議会の事務局として把握していくというのが非常に難しい状況でございますので、その点についても御理解をいただきたいと思えます。

有岡委員 わかりました。

それじゃ、最後に1点だけお願いします。

協定項目第10号で、一般職の職員の身分の取扱いについては、こういうふうに長が定めるとなるとるんですけども、全く議論されてないのがパートとか嘱託。牟礼町の場合、正職員は少ないかわりに、パート職員が90名以上おるということで、かなりの重要な仕事を受け持つとるんです。こういうふうなパート並びに嘱託について、どうお考えなんかというのをちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長 では、総務部会の方からお答え申し上げます。

熊野総務部会長 それでは、お答え申し上げます。

非常勤嘱託の関係ですが、これにつきましては、今、高松市でもあるゆる分野で相当多くの非常勤嘱託を採用しております。これにつきましては、人事課の方で一定の制度のもとで運用しておりますので、この制度に合わせていただくということで事務レベル等協議が調っております。

以上です。

有岡委員 要は、正職員は身分を保障されとるけども、パートの方は半年契約というふうな形で、非常に心配されとる方が多いんで、その方向性、しばらくは大丈夫よとか、そういうふうなことが言えるもんかどうか。

熊野総務部会長 これも、事務レベルからお聞きになつとると思いますけど、半年ということではございません。制度としては、一応4年までいけると、また、特別の事情があれば4年を超えてでもいけると、こういうような制度の中でやっております。ただし、雇用契約につきましては1年契約と、こういうことでございます。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

有岡委員 はい。

議長（増田会長） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、ほかにないようございまして、協議第1号から協議第55号までの55件の意思集約につきましては、次回の第2回会議に行くことといたしますので、よろしくお願いたします。

会議次第5 その他（1）高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 次に、会議次第の5その他でございますが、高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、御説明いたします。

会議資料では一番最後のページ、145ページになりますが、次回会議の開催予定でございます。

第2回会議につきましては、現在、8月下旬ということで日程を調整いたしております。本日のところ、まだ決まっておりません。早急に、日時、開催場所を確定させまして、決まり次第、委員の皆様にご連絡をさせていただきます。

事務局からは、以上でございます。

議長（増田会長） 以上がその他ということでございました。

これで本日の会議は閉じさせてもらいたいと思いますが、この際、何か特に御発言がございますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、本日の会議はこれで閉じさせていただきます。

皆様方には、長時間にわたり御審議賜り、まことにありがとうございました。

これをもちまして、高松市・牟礼町合併協議会第1回会議を閉会させていただきます。

御苦労さまでございました。今後とも、よろしくお願いいたします。

午後 3時15分 閉会

会議録署名委員

委員

三笠輝孝

委員

森井 勇